

下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業に係る公募型プロポーザル実施要領

1 目的

この要領は、下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業を実施する事業者（以下「事業者」という。）の選定について、参加資格、手続き、審査方法等の必要な事項を定め、最適な事業者を選定することを目的とする。

2 事業概要

- (1) 事業名 下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業
- (2) 事業場所 下関市大学町二丁目 下関市上下水道局 熊野配水場
- (3) 事業期間 発電開始日から20年間
- (4) 事業内容 別紙1「下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業仕様書」のとおり

3 使用料

(1) 余剰エネルギーの使用料

下関市上下水道局（以下「局」という。）が提供する余剰エネルギー（局が所有する長府配水場3号配水池から熊野配水場への管路において生じる圧力と運用に必要な圧力との差圧及び当該管路を流れる水量）の使用料については、発電電力量1kWh当たりの下限価格を10銭単位（消費税及び地方消費税を除く10銭単位）とし、事業者の提案によるものとする。

ただし、局が経済事情の変動等により、使用料が適正でないと判断した場合は、事業期間中であっても、使用料の変更ができるものとする。

(2) 行政財産の使用料

使用許可する土地の使用料については、下関市上下水道局会計規程(平成26年上下水道局規程第3号)第121条第8項に基づきマイクロ水力発電設備及び制御盤等の設置面積より算出した額とする。

4 日程

- (1) プロポーザル実施の公告日 令和7年(2025年)1月27日(月)
- (2) 参加申込書の提出期限 令和7年(2025年)2月5日(水)まで
- (3) 参加資格審査結果通知 令和7年(2025年)2月10日(月)まで
- (4) 質問の受付期間 令和7年(2025年)2月14日(金)まで
- (5) 質問に対する回答 令和7年(2025年)2月21日(金)まで
- (6) 提案書提出期限 令和7年(2025年)3月3日(月)まで
- (7) プレゼンテーション 令和7年(2025年)3月13日(木)
- (8) 選考結果通知 令和7年(2025年)3月24日(月)までに発送

5 参加資格

プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件を全て満たしていること。

- (1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 参加申込書の提出期限時に、下関市競争入札参加有資格者指名停止等措置要綱に基づく指名停止等の措置（以下「指名停止措置」という。）を受けていないこと。

- (3) 下関市物品・役務競争入札参加有資格者名簿に登録されていること。
- (4) 平成26年4月1日以降において、上水道施設内の管路にマイクロ水力発電設備（100kW以下）の設置及び維持管理を行い、その設備にて「再生可能エネルギー電気の利用の促進に関する特別措置法（平成23年法律第108号）」によ「再生可能エネルギーに関する固定価格買取制度」に基づき、電気事業者に売電した実績を有すること。

6 参加申込手続

(1) 提出書類

- ア 参加申込書（様式1）
- イ 事業実績調書（様式2）上記5（4）の内容が確認できる書類（契約書、仕様書の写し等）

(2) 提出方法 ファクシミリ FAX083-245-2193
(着信確認の連絡を行うこと。電話083-245-2174)

(3) 提出期限 令和7年2月5日（水）17時まで必着

(4) 提出先 下関市上下水道局水道施設課

(5) 参加資格審査の結果通知

- ア 通知日 令和7年2月10日（月）
- イ 通知方法 ファクシミリを使用して参加資格審査結果通知書（様式3）にて通知
- ウ その他 参加資格が無いと通知された参加申込者は、その理由について説明を求めることができる。説明を求める場合は、上記6（5）アの通知日翌日から起算して2日以内に、その旨を記載した書面（任意様式）を局に提出すること。

7 質問の受付及び回答

(1) 質問

- ア 提出様式 質問書（様式4）のとおり
- イ 提出方法 ファクシミリ FAX083-245-2193
(着信確認の連絡を行うこと。電話083-245-2174)
- ウ 受付期間 令和7年1月27日（月）から
令和7年2月14日（金）17時まで
- エ 提出先 下関市上下水道局水道施設課
- オ その他 現地確認を希望する場合についても、質問書に希望日時を記載した上、提出すること。

(2) 回答

- ア 回答方法 ファクシミリ（参加申請者全員に回答）
- イ 回答日 令和7年2月21日（金）まで

8 提案書作成方法等

(1) 提出書類等

- ア 提案書（任意様式） 正本1部、副本7部
- イ 提案書の電子データ（PDF形式）を記録したCD-R又はDVD-R 1部

(2) 提出期限 令和7年3月3日（月）17時 必着

- (3) 提出方法 持参又は送付（郵送又は宅配業者等による信書便）とする。ただし、送付の場合は、受け取り日時及び配達されたことが証明できる方法によるものとし、送付遅延及び事故等により提出期限内に送付されない場合においても、提出期限の延長等の特別な措置は行わず、局はその責めを負わないものとする。
- (4) 作成方法 別紙2「提案書作成要領」のとおり
- (5) 提出先 〒752-0945
下関市長府豊浦町1番1号
下関市上下水道局水道施設課（長府浄水場）

9 審査方法

- (1) 評価項目及び評価基準等
別紙3「提案書審査要領」のとおり
- (2) プレゼンテーション及びヒアリングの実施
提案書の内容について、プレゼンテーション及びヒアリングを実施する。
- ア 日 程 令和7年3月13日（木）
（時間等の詳細については局より別途連絡する。）
- イ 実施場所 下関市春日町7番32号
下関市上下水道局 6階研修室
- ウ 出席者 3名以内
- エ 実施時間 プレゼンテーション 45分以内
（セッティング及び撤収に係る時間を含む。）
ヒアリング 15分以内
- オ 貸出物品 机、椅子、スクリーン
（それ以外の物品については、事業提案者の負担において用意すること。）
- カ その他 プレゼンテーションの順番は局が提案書を受理した順番とする。
（プレゼンテーションに出席しない場合は、辞退したものとみなし、最優秀提案者として選定しない。）

10 最優秀提案者の選定方法

- (1) 局が設置した下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業審査委員会の審査委員（以下、「評価者」という。）が提案内容の審査を行い、評価基準に基づき評価を行う。
- (2) 失格者を除き、全ての評価者の評価点の合計（以下「総合点」という。）が最も高い者を最優秀提案者とし、随意契約の交渉を行う。ただし、その者と合意に至らない場合は、総合点が次に高い者と交渉を行う。
※総合点＝600点満点
- (3) 総合点が同一の提案者が複数いた場合には、評価項目「維持管理・緊急時対応」及び「水運用方法」の評価点を合計した点数の高い提案者を最優秀提案者として選定する。
- (4) 上記にかかわらず、評価項目で0点（満たしていない）があった場合には最優秀提案者として選定しない。

1.1 選定結果について

選定結果は、最優秀提案者の選定後にプレゼンテーション・ヒアリングに参加した全ての提案者に選定結果通知書（様式5）により通知する。また、選定結果通知書を発送した日の翌日以降に、次の項目を下関市のホームページに公表する。

- (1) 所管課及び事業名
- (2) 提案者数
- (3) 最優秀提案者の名称及び総合点

1.2 契約締結に向けての協議

- (1) 提案内容がそのまま契約内容となるものではなく、最優秀提案者と本事業の仕様等について交渉を行った上、見積書の提出を求め、地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号）第21条の13第1項第2号の規定に基づき随意契約を行う。
- (2) 本事業の全部又は主要部分を一括して第三者に再委託することはできない。
- (3) 本事業の実施に際しては、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定に基づきこれを適切に取り扱う。

1.3 情報公開

- (1) 局は、提出された提案書等について、下関市情報公開条例（平成17年2月13日条例第16号）の規定による請求に基づき、第三者に開示することができるものとする。ただし、法人等の競争上の地位その他正当な利益を害すると認められる情報は非開示となる場合がある。
- (2) 下関市上下水道局熊野配水場マイクロ水力発電事業に係る公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）による契約締結前において、公正又は適正な最優秀提案者の選定に影響がでるおそれがある情報については契約締結後に開示するものとする。

1.4 その他

- (1) 提出書類の取扱い
 - ア 提出された書類は返却しないものとする。
 - イ 提出後の訂正、差し替えは、局から指示があった場合を除き認めないものとする。
 - ウ 提出された書類は、本プロポーザルにおける最優秀提案者の選定以外の目的では使用しない。
 - エ 提出された書類は、選定作業において必要な範囲で複製する場合がある。
- (2) 本プロポーザルに係る費用については、全て参加申込者の負担とする。やむを得ない理由により本プロポーザルが中止された場合においても、それまでに要した費用を局に請求することはできない。
- (3) 参加申込書の提出後に本プロポーザルへの参加を辞退する時（選定後に辞退する時も含む。）は、辞退届（任意様式）を提出すること。
- (4) 次の事項のいずれかに該当する提案者は失格とする。
 - ア 参加資格要件を満たさなくなった場合
 - イ 提出書類に虚偽の記載があった場合
 - ウ 実施要領に示した提出期日、提出先、提出方法及び提案書作成方法等の条件に適合しない書類の提出があった場合

- エ 選定結果に影響を与えるような不誠実な行為を行った場合
オ プレゼンテーション開始時間までに会場に来なかった場合
- (5) 提案書の著作権は、当該提案書を作成した者に帰属するものとするが、本事業の契約相手となった者が作成した提案書については、局が必要と認める場合は、局は事前に通知することにより、その一部又は全部を無償で使用（複製、転記又は転写をいう。）することができるものとする。
- (6) 参加申込者は、本プロポーザルの実施後、不知又は内容の不明を理由として、異議を申し立てることはできないものとする。
- (7) 手続において使用する言語及び通貨単位は、日本語及び日本国通貨に限る。

1.5 問い合わせ先

下関市上下水道局水道施設課 管理係

住 所 〒752-0945 下関市長府豊浦町1番1号（長府浄水場）

電 話 083-245-2174

F A X 083-245-2193

1.6 施行期間

本要領は、令和7年1月27日から施行し、本事業の契約締結をもって、その効力を失う。